

# 下水道に関する届出をお願いします

鎌ヶ谷市下水道課

次に該当するお客様は各要件に応じた届出が必要となります。

使用水	届 出 要 件		届 出 区 分	
水道水の み	世帯転入		開 始	
	区域内へ世帯転居			
	世帯転出		休 止	
	区域外へ世帯転居			
	使用名義人の変更		その他（使用者変更）	
	水道水以外の水を追加 又は 変更		その他（使用水変更）	
水道水・ （井戸水等）併用 水道水以外 の水	世帯転入		開 始	
	区域内へ世帯転居			
	世帯転出		休 止	
	区域外へ世帯転居			
	使用名義人の変更		その他（使用者変更）	
	水道水以外の水（井戸水等）用ポンプ及び配管撤去等		確認検査を要す	その他（使用水変更）
	水道水の使用中止（メーター撤去等）		確認検査を要す	その他（使用水変更）
	使用者人数の増・減			その他（人数変更）
水道水以外 （井戸水等） のみ	世帯転入		開 始	
	区域内へ世帯転居			
	世帯転出		休 止	
	区域外へ世帯転居			
	使用名義人の変更		その他（使用者変更）	
	水道水以外の水（井戸水等）用ポンプ及び配管撤去等		確認検査を要す	その他（使用水変更）
	水道水を追加		確認検査を要す	その他（使用水変更）
	使用者人数の増・減			その他（人数変更）

※ 特に水道水以外の水（井戸水等）をご使用の場合、使用者人数や用途により水量を認定して算出します。住民票の異動だけでは下水道の人数変更はされませんので、忘れずに届出されますようお願いいたします。住民登録をしていますが、実際に居住していない方がいる場合はご相談下さい。

<p>下水道に関する問い合わせ先</p>
<p>鎌ヶ谷市下水道使用料徴収業務受託者 シーデーシー情報システム株式会社 鎌ヶ谷市下水道お客様センター 鎌ヶ谷市道野辺中央2丁目1番40号風林ビル2F 電話047-498-7070</p>

## 下水道使用水量の認定は

- 1 水道水のみを使用している場合  
上水道の使用水量をそのまま使用水量と認定します。
- 2 水道水以外の水（井戸水等）のみを使用している場合  
一般家庭で1人1ヶ月当たり6m<sup>3</sup>を使用したものと認定します。
- 3 水道水と水道水以外の水（井戸水等）を併用している場合  
水道水以外の水（井戸水等）の使用水量は、一般家庭で1人1ヶ月当たり3m<sup>3</sup>を使用したものと認定し、上水道の使用水量に加えて得られた水量を使用水量と認定します。  
\*（上記、上水道の使用水量等は千葉県水道局上水道データに基づき認定しています。）

### 下水道使用料金表（1ヶ月につき）

区 分	汚水排除量（使用水量）		料 金	税込料金
一般汚水	基本料金	10 m <sup>3</sup> まで	953 円	1,000.65 円
	超過料金 1 m <sup>3</sup> につき	10 m <sup>3</sup> を超え 20 m <sup>3</sup> まで	150 円	157.5 円
		20 m <sup>3</sup> を超え 30 m <sup>3</sup> まで	195 円	204.75 円
		30 m <sup>3</sup> を超え 50 m <sup>3</sup> まで	248 円	260.4 円
		50 m <sup>3</sup> を超え 100 m <sup>3</sup> まで	293 円	307.65 円
		100 m <sup>3</sup> を超え 500 m <sup>3</sup> まで	328 円	344.4 円
		500 m <sup>3</sup> を超え 1,000 m <sup>3</sup> まで	364 円	382.2 円
		1,000 m <sup>3</sup> を超え 2,000 m <sup>3</sup> まで	402 円	422.1 円
	2,000 m <sup>3</sup> を超える分	442 円	464.1 円	
浴場汚水	1 m <sup>3</sup> につき		40 円	42 円

下水道使用料は、水道検針の翌月に2ヶ月分を請求させていただいております。

### 【下水道使用料金の計算例】

2ヶ月分の使用水量を2分の1にして1ヶ月分毎に使用料を計算します。

2ヶ月で使用水量43m<sup>3</sup>を使用した場合、1ヶ月分を22m<sup>3</sup>と21m<sup>3</sup>に分けます。

1ヶ月分 22 m <sup>3</sup>	基本料金10m <sup>3</sup> まで	1,000.65円
	10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> まで	10m <sup>3</sup> ×157.5円=1,575円
	20m <sup>3</sup> を超え22m <sup>3</sup> まで	2m <sup>3</sup> ×204.75円=409.5円
	算定額	2,985.15円
	① 1ヶ月分の使用料	2,985円
1ヶ月分 21 m <sup>3</sup>	基本料金10m <sup>3</sup> まで	1,000.65円
	10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> まで	10m <sup>3</sup> ×157.5円=1,575円
	20m <sup>3</sup> を超え21m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> ×204.75円=204.75円
	算定額	2,780.4円
	② 1ヶ月分の使用料	2,780円
請 求 額	2ヶ月分の使用料金	①2,985円+②2,780円=5,765円

1ヶ月毎の計算につき、合計額1円未満の端数は切り捨てます。

**下水道使用料金のお支払いは便利な口座振替をご利用ください**